

障害者の高等教育に関する研究

石	部	元	雄
上	野	益	雄
岡	田		明
草	薙	進	郎
黒	川	哲	宇
小	林	重	雄
斉	藤	義	夫
佐	藤	親	雄
佐	藤	泰	正
谷	村		裕
津	曲	裕	次
藤	田	和	弘
藤	田	千	代

目 的

障害者教育の教育制度に関する従来の研究は、主に、就学前、初等、前期中等教育に重点がおかれ、後期中等教育以後の制度的研究は、どちらかといえば、社会福祉の諸制度との関連で論じられることが多かった。こうした研究動向は、障害者教育の現代的課題である後期中等教育ならびに高等教育の体系化という面からみると、なお、不十分であるといわざるをえない。こうした課題へのとりくみの一端として、本研究では、次の三つの視点から、障害者の後期中等教育以後の問題に焦点をあてた調査研究を実施した。

1. 後期中等教育以後の進路の実態および進路指導上の問題点を全体的に把握すること。
2. 進路のうちで、特に、大学等への進学に関する諸問題を取りあげ、進路指導上の問題点や大学等の受入れの際の問題点を検討すること。
3. さらに、大学進学に限定して、その受入れ体制、指導等にかかわる問題点を検討すること。

なお、本研究は、昭和51年度筑波大学学内プロジェクト「後期中等教育以後における心身障害者教育に関する基礎的研究」として実施されたものであり、その成果の一部は、日本特殊教育学会第15回大会で発表された。

方 法

本研究は、調査及び事例研究によっている。調査は、〔そのⅠ〕として、高等部が設置されている全国の盲・ろう・養護学校（それぞれ66, 75, 185校の計324校）の校長に対し、〔そのⅡ〕として、全国の四年制大学（夜間部を除く）422校の学生部長に対して調査をおこなった。

調査期間は、昭和51年11月から昭和52年2月までで、所定の調査用紙（省略）を用い、郵送により行った。その主な調査内容をあげると以下のようなものである。

〔そのⅠ〕 1. 生徒の進路先、2. 進路指導上直面している問題、3. 卒業後必要な教育訓練施設、4. 生徒の進学先、5. 志望校決定に関する問題、6. 不合格の主な理由と選抜方法等、7. 進学先の受入れの問題、8. その他。

〔そのⅡ〕 1. 受験の状況と受験許可の取扱いについて、2. 入学試験の方法について、3. 入学の状況について、4. 在学障害学生の教育指導について、5. 卒業後の進路について。

事例研究は筑波大学における事例を取りあげた。

結 果 と 考 察

1. 調査の回収率

〔そのⅠ〕については、盲学校6.67%、ろう学校8.67%、養護学校6.65%、全体では7.16%であった。なお、病虚弱関係は回答数が8校であった。

〔そのⅡ〕では、全体で5.73%である。なお、設置者別回収率は、表1の通りである。

表1. 設置者別回収率

	郵送数	返送数	回収率
国立大学	82校	61校	74.4%
公立大学	33校	16校	48.5%
私立大学	307校	165校	53.7%
計	422校	242校	57.3%

2. 結果と考察

回収された調査用紙及び事例研究の結果にもとづき、考察は、次の三点についてなされた。

- 1) 高等部卒業生の進路に関して
- 2) 大学の受入れ体制に関して
- 3) 事例を通して見た問題点に関して

なお、1)については、まず、全障害を通しての考察をおこない、ついで、各障害種別の諸問題を検討した。

1) 高等部卒業後の進路に関して

(1) 全体的傾向

- ① 卒業生の進路。表2に示すように、盲学校、ろう学校の高等部の卒業生は、就業と進学が9割以

表2. 高等部卒業生の進路

	就業	就進 + 業学	進学	施設	家庭	その他 (不明含む)	計
盲	565人 (55.5%)	5人 (0.5%)	388人 (38.1%)	21人 (2.0%)	31人 (3.0%)	9人 (0.9%)	1019人 (100%)
ろう	499 (51.4)	2 (0.2)	380 (39.1)	18 (1.9)	23 (2.4)	49 (5.0)	971人 (100)
精薄	430 (68.1)	2 (0.3)	24 (3.8)	99 (15.7)	56 (8.9)	20 (3.2)	631人 (100)
肢不	150 (22.8)	1 (0.2)	187 (28.4)	165 (25.1)	103 (15.7)	52 (7.9)	658人 (100)
病虚	5 (20.8)	0 (0)	5 (20.8)	5 (20.8)	7 (29.2)	2 (8.4)	24人 (100)
計	1,649人 (49.9%)	10人 (0.3%)	984人 (29.8%)	308人 (9.3%)	220人 (6.7%)	132人 (4.0%)	3,303人 (100%)

上を占める。これに対し、精神薄弱養護学校の場合は、就業が7割弱と最も多く、施設入所15%、家庭在宅8.9%とつづき、進学は3.8%と少ない。肢体不自由養護学校と病虚弱養護学校の場合は、就業、進学、施設、家庭にほぼ四分されている。

② 進路指導上直面している問題。全体を通じて最大の問題は職業に関するもので、特に、重度・重複障害者の受け入れ先の不足をあげている。また、これと関連して進路決定が困難という記述が多い。進学の問題は、これに比べると少ないが、生徒の学力不足をあげる一方、進学先の受け入れ体制の不備が指摘されている。その他、保護者や社会の理解不足といった一般的な問題から、アフター・ケアの旅費の問題に至るまで様々な内容が含まれている。

③ 教育・訓練機関に関する要望について。職業訓練校(所)や訓練センターなどの設置と充実とに関する要望が最も多く、重度・重複障害者のための機関の設置と拡充に関するものも多い。アフター・ケア・センターの設置についてのものもある。また、一般大学の受け入れ体制の充実のほかに、障害者のための短大・大学の設置についての要望がいくつかある。既存機関の整備・拡充と新機関の設置といった両面からのニーズの存在がみられる。

④ 卒業生の進学先。表3に示す通り、盲、ろう学校の場合は、高等部専攻科への進学が圧倒的に多く、問題は専攻科卒業後の進路がどうなっているか、である。肢体不自由養護学校の場合は、半数が職

表3. 卒業生の進学先

	大学	短大	通信制	定時制	専攻制	理療科	専修各種	職業訓練校	その他	計
盲	6人 (1.5%)	5人 (1.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)	356人 (90.6%)	5人 (1.3%)	7人 (1.8%)	14人 (3.6%)	0人 (0%)	393人 (100%)
ろう	2人 (0.5%)	4人 (1.0%)	0人	0人	265人 (69.4%)	0人	52人 (13.6%)	30人 (7.9%)	29人 (7.5%)	382人 (100%)
精薄	0人 (0%)	0人 (0%)	0人	1人 (3.8%)	13人 (50.0%)	0人	4人 (15.4%)	8人 (30.8%)	0人	26人 (100%)
肢不	30人 (16.0%)	11人 (5.9%)	6人 (3.2%)	1人 (0.5%)	0人	0人	38人 (20.2%)	94人 (50.0%)	8人 (4.3%)	188人 (100%)
病虚	1人 (2.0%)	1人 (2.0%)	0人	0人	0人	0人	3人 (6.0%)	0人	0人	5人 (100%)
計	39人 (3.9%)	21人 (2.1%)	6人 (0.6%)	2人 (0.2%)	634人 (63.8%)	5人 (0.5%)	104人 (10.5%)	146人 (14.7%)	37人 (3.7%)	994人 (100%)

業訓練校に進み、残りが短大、大学そして、専修、各種学校に二分される。短大、大学への進学率が、盲学校、ろう学校の場合にくらべ、肢体不自由養護学校の場合がかなり高いのは、調査対象を昭和51年3月高等部卒業生に限ったためであろう。

⑤ 志望校決定の際の指導上の問題。 表4に示す通り、「本人や家族の非現実的な認知等に由来する志望校とのずれの説得」 表4. 志望校決定時の問題

のケースが、「学校側の受入れ体制不備による志望校変更」のそれをやや上回るが、後者が約3割を占めていることは、受入れ側の障害者に対する門戸の狭さを反映している。また無記入が多く、これが問題なしを意味す

	ずれの説得	受入れ不備	その他	計
盲	件 24 (63.2%)	件 8 (21.1%)	件 6 (15.8%)	件 38 (100%)
ろう	11 (39.3)	11 (39.3)	6 (21.4)	28 (100)
精薄	2 (3.3)	0	4 (6.7)	6 (100)
肢不	15 (50.0)	13 (43.3)	2 (6.7)	30 (100)
病虚	2 (10.0)	0	0	2 (100)
計	件 54 (51.9%)	件 32 (30.8%)	件 18 (17.3%)	件 104 (100%)

のか、質問内容の不備故の無記入なのか不明である。

⑥ 不合格の理由、選抜方法等。 不合格の理由としては、学力試験によるものが66%で最も多いが、志望校に受験相談に行った時点で、14.6%の者が断われていることは問題視されよう(表5参照)。合格者の選抜方法は、「一般入学者と同じ方法で」が約7割、「推せん入学で」が約1割を占めている。表6の合格の際の条件の付与についてみると、全体的に付与ありが約26%ある。その内訳は、「入学後特別な配慮はしない」が12.9%、「就職の責任は負えない」が8.1%で、受入れ側からすれば、特別の条件の付与というよりも念押しという意味あいであろう。「その他」の中には入学時の寄付、父兄介助、観察期間をおくことなどが含まれている。なお、この項目でも無回答が多かった。

⑦ 受入れ先の問題とそれに対する要望。 入学後生じた問題は、一番多いう学校からの回答でも11件とすくない。その内容は、主として、受入れ側の要因と考えられるもの(施設・設備の不備、勉学上

表5. 不合格の理由

	受験相談	学力試験	面接試験	身体検査	書類審査	その他	計
盲	件 2 (5.4%)	件 29 (73.4%)	件 2 (5.4%)	件 1 (2.7%)	件 2 (5.4%)	件 1 (2.7%)	件 37 (100%)
ろう	7 (28.0)	13 (52.0)	2 (8.0)	0	1 (4.0)	2 (8.0)	25 (100)
精薄	0 (0)	0	0	0	0	0	0
肢不	4 (18.2)	12 (54.5)	1 (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)	3 (13.6)	22 (100)
病虚	0 (0)	5 (100)	0	0	0	0	5 (100)
計	件 13 (14.6%)	件 59 (66.3%)	件 5 (5.6%)	件 2 (2.2%)	件 4 (4.5%)	件 6 (6.7%)	件 89 (100%)

表6. 合格の際の特別の条件の付与

	付与なし	付与あり	付与あり内訳			計
			配慮なし	就職なし	その他	
盲	件 78(95.1) %	件 4(4.9) %	件 0(0) %	件 2(2.5) %	件 2(2.5) %	件 82(100) %
ろう	133(75.3)	43(24.4)	31(17.6)	5(2.8)	7(4.0)	176(100) %
精薄	0	4(100)	0	0	4(100)	件 4(100) %
肢不	29(43.9)	37(56.1)	12(18.2)	20(30.3)	5(7.6)	件 66(100) %
病虚	5(100)	0	0	0	0	件 5(100) %
計	件 245(73.6) %	件 88(26.4) %	件 43(12.9) %	件 27(8.1) %	件 18(5.4) %	件 333(100) %

の特別な配慮の不足など)と本人の問題と考えられるもの(学力不足、病気など)が半々で、その他就職問題、不適応の問題等が認められた。進学先への要望は、入学試験の実施方法の改善を含めて受入れ体制の整備が最も多く、就職の配慮、高等教育機関と特殊教育諸学校高等部との連絡の緊密化、障害者のための短大・大学の設置などが少数ではあるが記述されていた。また、職業訓練校に対する要望として、訓練内容や職種の拡大が精神薄弱及び肢体不自由養護学校から要望されている。

入学試験に関する主な要望としては、盲・弱視では点字受験、時間延長、活字拡大、照明の使用などが、ろう、難聴では試験方法及び試験科目・内容の配慮、補聴具の使用などが、肢体不自由では車椅子利用者、上肢障害者に対する試験時間の延長、タイプライターや特別の筆記具の使用許可、受験室、机の配慮、回答欄の工夫などがあげられる。障害者のための別枠の推せん制度の採用についての要望も若干認められた。

表7. 障害者のための短大・大学

	必要あり	必要なし	その他	無回答	計
盲	校 17(38.6) %	校 13(29.5) %	校 0	校 14(31.8) %	校 44(100) %
ろう	41(63.1)	8(12.3)	1(1.5)	15(23.1)	校 65(100) %
精薄	7(11.1)	15(23.8)	9(14.3)	32(50.8)	校 63(100) %
肢不	18(34.6)	16(30.8)	1(1.9)	17(32.7)	校 52(100) %
配慮	4(5.0)	0	0	4(5.0)	校 8(100) %
計	校 87(37.5) %	校 52(22.4) %	校 11(4.7) %	校 82(35.3) %	校 232(100) %

⑧ その他。障害者のための短大・大学は必要かどうかの結果は表7の通りである。全体としては、「必要あり」が37.5%、「必要なし」が22.4%、無回答35.3%、「どちらともいえない」（その他）が4.7%である。障害種別では、ろう学校からの回答では「必要あり」が多く、精神薄弱では無回答が多い。「必要あり」の主な理由は、教育の機会の平等と拡大、障害に対する特別な配慮、職業専門教育の必要性などで、「必要なし」のそれは、一般学生と共に学ぶことが重要、既存の短大・大学の受入れ体制の整備が先決、差別につながる恐れありなどである。

⑨ まとめ 盲・ろう・養護学校高等部卒業生の進路決定の困難さ、特に職業関係機関（施設）の不足が大きなネックとなっている。進学では、短大・大学への進学率は低く、その一因として、これら高等教育機関の受入れ体制の不備が指摘される。また、進路指導担当者の後期中等教育終了後の教育・訓練機関（施設）に対する要望がまとめられた。（津 曲 裕 次，藤 田 和 弘）

(2) 障害種別による傾向

① 視覚障害関係

調査表は66の盲学校に郵送し44校からの回答を得た。（回収率68.8%）

(1) 卒業生の進路

表8は50年度に高等部（専攻科を除く）を卒業した者の進路を示す。表からほとんどの者（93.5%）が就業か進学かどちらかの道を選んでいることがわかる。

表8. 高等部卒業生の進路 (%)

就業	進学	就業 + 進学	施設	家庭	その他
565人 (55.4)	388 (38.1)	5 (0.5)	21 (2.1)	31 (3.0)	9 (0.9)

(2) 卒業生の進学先

表9は進学した者の進学先がどこであったかを示している。

表9. 卒業生の進学先

大 学	短 大	通 信 制	定 時 制	専 攻 科	理 療 科	専 修 各 種	職 業 訓 練 校	そ の 他	計
6人 (1.5%)	5人 (1.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)	356人 (90.6%)	5人 (1.3%)	7人 (1.8%)	14人 (3.6%)	0人 (0%)	393人 (100%)

ここで目立つのは専攻科に入学したものが90.6%もあることである。専攻科はその内容が理療であり、専修各種や職業訓練校も理療関係のものが多い。したがって、理療関係以外の学校に進んだものは進学者全体の3%程度であったことがわかる。また、卒業生全体のうちで短大や大学に進学したものは1%であった。

(3) 入学希望校選択に際しての問題点

表10は希望校を選択したり決定する上でどのような問題が生じたかを示している。ここでは問題点なしが多いがこれは盲学校の高等部生はほぼ全員が専攻科に行くからである。

次に頻度が高いのは本人や家族が進学をあまく見ているなどの現実とのずれの問題がある。さて、前記した理療科関係を除いて、大学や短大に受験する場合の具体的な問題点をあげてみると、①点字

表10. 希望校選択の問題点

ずれの説得	受入れ体制の不備	その他の問題	問題なし無記入	計
24 6.2%	8 2.0%	6 1.5%	348 90.1%	386 100.0%

の受験を認めてもらいたい(9件)、②時間を延長して欲しい(5)、③活字を拡大して欲しい(4)、④机上照明の配慮(1)などであった。

(4) 合格者の選抜方法では短大に進んだ者すべてが推せんによっていた。

(5) 合格の際の条件

表11は条件の付与について示したものであるが条件を示されたのは私立大と短大であった。また身体障害を有する学生に対する配慮は私立大学では経済的に無理であるという意見もあった。

(6) 希望校に入学できなかった理由

表11. 合格の際の条件の付与

不合格の理由としては、学力試験で不合格との理由が多い。他の項目における理由の細部については記述がないので不明である。

付与なし 特別な 条件なし	付与あり 計	付 与 あ り		
		入学後の 配慮なし	就職の責任 負えない	そ の 他
78 95.1%	4 4.9	0	2 2.5	2 2.5

(7) 障害者が入学後問題が生じたというような例についての記述はパーソナリティの問題による1件だけであった。

(8) 大学や進学先への要望

視覚障害を持った者が大学に入学する場合どのような配慮を要望するかについては以下のような回答があった。

- ① 受験や受講に際して点字を使用することを保証して欲しい。(5件)
- ② 寮などの設備を充実して欲しい。(4件)
- ③ 受験時に不利にならないような配慮をして欲しい。(7件)
- ④ 就職の際に配慮して欲しい。(6件)

まとめと考察

- 1) 盲学校高等部の卒業生の56%が就業し、約40%が進学している。
- 2) 進学者のうち約90%は盲学校の専攻科(理療科)に進んでいる。
- 3) 私立大および短大に進んだ者は全体の2%にあたり進学者のうちでは3%程度であった。
- 4) したがって盲学校出身者はほとんど(98%)が高等部あるいは専攻科卒業後理療科関係の職種に就業していることがわかる。
- 5) 一般大学への進学率が低い原因としては以下のことがあげられる。
 - ① 受験方法が視覚障害者に合っていない。あるいは合うように配慮されていない。
 - ② 入学後の受講など勉学上の配慮が保証されていない。
 - ③ 実際に入学した場合にどのように取り扱ってくれるかといった情報不足による不安。
 - ④ 卒業後の就職が困難であることへの不安。
- 6) 視覚障害者はほとんどが理療関係に就業しているが歴史的にこの分野がかげらにあって安定した職種であることにかわりがない。しかしながら、この領域にも最近正眼者の進出が目立ち、病院などでは全盲者が就職できなくなって来ているとの指摘があった。
- 7) 理療関係以外の職種の開拓と大学や短大への進学率との間には深い関係があると考えられる。回答の中には新職業開発の必要性を強調したものもあるが理療ほど安定した収入を得られ比較的多くの者が就業できる職種が他にみあたらないのが現状である。

(黒川 哲 宇)

② 聴覚障害関係

調査表を全国の聾学校のうち、高等部を設置している聾学校75校に郵送し、65校より回答を得た(回収率86.7%)。

(1) 卒業生の進路について

高等部(専攻科は含まず)を卒業した生徒の進路は、表12に示したとおりである。約50%が就職、約40%が進学している。

表12. 卒業生の進路

就 業	進 学	就職+進学	施 設	家 庭	そ の 他	総 計
499 51.4%	380 39.1	2 0.2	18 1.9	23 2.4	49 5.0	971人

(2) 卒業生の進学先について

卒業生の進学先については、表13に示したとおりであるが、高等部専攻科がいちばん多く約70%であり、次が専修・各種学校、職業訓練校と続き、本調査では大学進学者はわずかに1.5%となってい

る。「その他」の中には、国立聴覚言語障害センター18名が含まれている。

表13. 卒業生の進学先

国立大	私立大	短大	療科	専攻科 高等部	大学 通信制	大学 定時制	高等 専門	専修・ 各種	職業 訓練 学校	その他	総計
0	2 0.5%	4 1.0	0	265 69.4	0	0	0	52 13.6	30 7.9	29 7.5	382人

全国特殊教育学校長協会が、昭和48年3月末現在の状況を調査した結果（回収率ほぼ90%）を参考までに掲げてみれば、表14、表15のとおりである。

表14. 高等部卒業生の進路

卒業者	就業者	就業・進学者	進学者	施設入所者	無業者	その他
1490人 100%	66.1	0.1	27.3	1.7	4.4	0.4

（全国特殊教育学校長協会「特殊教育」1974 季刊3, PP. 35-38）

(3-1) 入学希望校の
選択、決定の
際の問題点

選択、決定の際の問題点については、約7%が「本人や家族の非現実的な認知等に由来する志望校とのずれの説得」「学校側の受入れ体制不備による志望校変更」などを指摘しているが、ほとんどは問題なし、または、無記入であった（表16参照）。

(3-2) 入学者選抜に
対する配慮の
要望

入学試験に対しては、次のような要望が出されている。

- テスト方法の配慮を 5
- テスト科目・内容の配慮を 4
- 受験資格の配慮を 2

表15. 高等部卒業生の進学先

大学	短大	特殊教育諸 学校高等部 専攻科	その他 の学校	計
2.6	1.0	87.0	9.4	100%

（表3と同じ出典）

表16. 希望校の選択決定の際の問題点

ずれの説得	受入れ 体制の不備	その他 の問題	問題なし 無記入	総計
11 2.9%	11 2.9	6 1.6	352 92.6	380人

・本人のみの転居で入学許可を	2
・入学（合格）基準の配慮を	1
・推せん入学を	1
・補聴器を所持品に	1
・その他	2

計 18

(4) 合格者の選抜方法

合格できた者の選抜方法は表17に示したとおりであるが、一般学生と同じ選抜方法が約70%、推せん入学が約12%であった。

表17. 合格者の選抜方法

国立大			私立大			短大			専攻科		
一般	推薦	その他	一般	推薦	その他	一般	推薦	その他	一般	推薦	その他
0	0	0	2	1	0	0	3	0	165	7	44

通信制			定時制			高専			専修・各種		
一般	推薦	その他	一般	推薦	その他	一般	推薦	その他	一般	推薦	その他
0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	21	11

職訓校			その他			総計			計
一般	推薦	その他	一般	推薦	その他	一般	推薦	その他	
27	3	2	9	1	4	215	36	61	312人
						68.9%	11.5	19.6	

(5) 合格の際の条件の付与

合格できたが、何か条件をつけられたケースがあったかという点に関しては、表18に示したとおり。

表18. 合格の際の条件の付与

付与なし 特別な 条件なし	付与あり 小計	付与あり			計
		入学後の 配慮なし	就職の責任 負えない	その他	
133 75.6%	43 244	31 176	5 28	7 40	176人

「付与あり」は43ケース(24.4%)で、そのうち「入学後、受講等について学校側は特別な配慮をしない」が31ケース、「卒業後の就職等について学校側は責任を負えない」が5ケース、「その他」の7ケースのうち、3ケースは特別割増と思われる寄付金を納めている。

(6) 希望校に入学できなかった理由

希望校に入学できなかったケースの理由は、表19に示したとおりで、学力試験の結果によるものが52%、受験相談に行った時点で断念したケースが28%と高率であった。

表19. 希望校に入学できなかった理由

(1) 受験相談	(2) 学力試験	(3) 面接試験	(4) 身体検査	(5) 書類審査	(6) その他	計
7 28.0%	13 52.0	2 8.0	0	1 4.0	2 8.0	25人

(7) 進学後生じた問題

入学後にうまくいかなかった事例について調査した結果、学習に関する問題8件(成績4, 指導法3, 教育実習1), 不適応3件(行動2, コミュニケーション1)であった。

(8) 進学先大学への要望

障害者の受入れ体制について、進学先大学に出された要望は、次のとおりであった。

- 大学の受入れ体制 17
[コミュニケーション(5), ろう者への理解(4), 指導法(3), その他(5)]
- 受験機会の平等 5
- ろう大学またはコース 4
- 受験対策 3
- 大学とろう学校との緊密な連絡 3
- 就職の配慮 2

計 34

(9-1) 教育・訓練施設の拡充に関する要望

このことに関しては、以下の事項が出されているが、なかでも、施設の設置・充実、聾者のための大学の設置、重複障害児の施設・専門職員の配慮などに関する意見が多かった。

- 職業相談・訓練センター、職業訓練校の設置と充実 18
- ろう者の高等専門学校、短大、大学の設置 10
- 重複児の施設と専門職員の配置 7
- 職業訓練校などのコースの拡大と受入れ 5

・ろう学校専攻科の充実	4
・社会教育の充実	3
・一般大学でのサービスの向上	3
・その他	3

計 53

(9-2) ろう者のための大学，短大は必要か

ろう者のための大学，短大について，必要とするものが63.0%で，必要なしは，少数で12.3%であった(表2.0参照)。必要の理由としては，機会の平等，能力の開発，障害への配慮，学力のレベルアップのためが多く，不必要の理由としては，聴者と共に学ぶのがよいとする意見がみられた。

表2.0. ろう者のための大学，短大は必要か

必要あり	必要なし	その他	無回答	計
41 63.0%	8 12.3	1 1.5	15 23.1	65校

(10) 進路指導に関する問題点

進路指導担当者として，現在かかえている問題について，次のような項目が指摘されている。

・重複障害者の施設・就職	16
・進路の選択	13
・就職難	12
・アフター・ケア(就職・進学)	10
・雇用の門戸の開放	7
・転職	7
・雇用主の理解不足	5
・大学進学の問題(学力)	5
・職場適応	5
・専攻科およびそのコースの充実と位置づけ	5
・一般大学の門戸開放	4
・進路指導担当者の旅費	4
・職業科の運営・役割	4
・待遇・賃金の問題	4
・職業訓練校での受入れ	3
・学力の向上	3
・職種の拡大	3
・職業教育の今後の課題	3

• 職業教育の内容充実	3
• 親の問題	3
• 進路指導の方法（副読本など）	3
• 高等教育機関の充実	2
• 職業安定所の充実	2
• 担当者の負担	2
• そ の 他	17

計 145

（草 薙 進 郎）

③ 精神薄弱関係

調査表は全国の養護学校で高等部が設置（昭和51年現在）されている185校におくられた。このうち、返送されたもので、精神薄弱養護学校は60校である。

(1) 卒業生の進路

表21. 卒業生の進路

	就 業	進 学	就業+進学	施 設	家 庭	そ の 他
精 薄	430 68.1%	24 3.8	2 0.3	99 15.7	56 8.9	20 3.2

高等部卒業生の進路は、表21に示す通りである。これによると就業が68.1%と最も多く、施設（15.7%）、家庭（8.9%）とつづく。進学は、就業+進学を合せても5%に満たない。この傾向は、他の障害とくらべて、きわだった特徴となっている。

(2) 卒業生の進学先について

表22. 卒業生の進学先

	国 立	私 立	短 大	理 療 科	高 等 部 専 攻 科	通 信 制
精 薄	0	0	0	0	13 50%	0

定 時 制	高 等 専 門	専 修 ・ 各 種	職 業 訓 練	そ の 他	総 計
1 3.8	0	4 15.4	8 30.8	0	26

表22に、その進学先を示した。これによると、高等部専攻科が半数を占め、それに専修・各種学校、

職業訓練校で、あとの半数となる。定時制の1名を除けば、いわゆる高等教育機関への進学者は1名もない。

(3) 入学希望校選択決定の際の問題点

この点については、解答数6ケースとすくない(表2.3)が、ずれの説得というのが2ケースあった。その他の問題というのは、ほとんどが学力に関することであつた。

表2.3. 選択・決定の際の問題点

	ずれの 説得	受入れ体 制の不備	その他の 問題	問題なし 無記入	総計
精薄	2 33.3%	0	4 66.7	—	6

(4) 合格者の選抜方法

これも、他障害と合せて表2.4にしてみたが全体的には、一般の入学者と同一方法によるものが6ケース(職業訓練校)、推薦によるものが2ケース(専修・各種)、その他3ケースであった。学校種別によって、その方法にはっきりとしたちがいが見られることが注目される。なお、高等部側からみて、入学者選抜についての要望では、面接・書類選考だけにしてほしいという回答(1ケース)があつた。

表2.4. 合格者の選抜方法

	国 立			私 立			短 大			教養(理療科)		
	一 般	推 薦	そ 他	一 般	推 薦	他	一 般	推 薦	他	一 般	推 薦	他
精薄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

専攻科			通 信 制			定 時 制			高 専		
一 般	推 薦	他	一 般	推 薦	他	一 般	推 薦	他	一 般	推 薦	他
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

専修・各種			職 訓			そ の 他			総 計			計
一 般	推 薦	他	一 般	推 薦	他	一 般	推 薦	他	一 般	推 薦	その他	
0	2	1	6	0	1	0	0	1	6	2	3	11
									54.5%	18.2%	27.3%	

(5) 合格の際の条件の付与

表2.5に示すように、全体に回答が少なかったが、付与あり、なしともに2ケースであり、付与ありの場合も、入学後の配慮なしということであるから、全体的傾向のところでも述べたように、念押し

域を出ないものである。

表2.5. 合格の際の条件の付与

	付与なし 特別な 条件なし	付与あり 計	付 与 あ り			計
			入学後の 配慮なし	就職の責任 負えない	そ の 他	
精 薄	2	2	2	0	0	4

(6) 希望校に入学できなかった理由

この質問については回答がなかった。

(7) 進学後生じた問題

これも回答数が少なかったが、学力に
関する問題（2ケース）と不適応（1ケ
ース）である（表2.6）。

表2.6. 進学後に生じた問題

1) 学力不足	1
2) 病気退学（学力の問題も考えられる。）	1
3) 不適応（おもしろくないという理由で。）	1

(8) 進学先への要望

進学先への要望としては、ほとんどが

職業訓練校に関することが大部分であった。その内容は、表2.7の通りであるが、技術の向上というよ
りも、身辺処理も含めた生活指導への要望が強い。

表2.7. 進学先への要望

1) 精神薄弱者に対する窓口を拡げてほしい。	1
2) 訓練校は技術優先だけでなく、もう少し身辺処理や生活指導への配慮 （特別指導員の配置）があるとよい。 現在受入れの職種が限られているので、もう少し他の職種も受入れるように。 女子の職種がほとんどないので設けてほしい。	2
3) 授産所、通所施設、通勤寮がほしい。	1

(9-1) 教育・訓練施設の拡充に関する要望

この質問に関しても、要望は主として、職業訓練所、授産所等に集中した（表2.8）。こうしたなか
で、数は少ないが、養護学校卒業後の教育機関、専攻科、夜間学校の設置（5ケース）、職業高校への
具体的要望として注目されよう。

(9-2) 障害者のための大学・短大の必要性について

全体として無回答が多いが、必要なし（15ケース）が、必要あり（7ケース）の倍となっている。
但し、その他（9ケース）では、教育期間の延長を要望する声が多かったところから、大学・短大とい
う具体的なイメージは別にしても、精神薄弱教育における後期中等教育の年限延長に関する要望はかな

表28. 教育訓練施設に関する要望

• 職業訓練校, 職業訓練所, 訓練センターの拡充	25
• 授産施設(厚生施設)の設置と充実	22
• 福祉工場, モデル工場, 福祉作業所等働く場の設置	9
• 通勤寮, 通勤センターの設置	6
• 養護学校の卒業後の教育, 専攻科, 夜間学校の設置	5
• 障害者のためのレジャーセンター, 青少年センター等, アフターケアに関する施設の設置	6
• その他	
◦ 職業高校に特殊学級の設置	
◦ 障害者を主体とし, 健全者がこれに協力する生産的共同社会の中で教育, 指導が受けられる施設(学園)	
◦ 行政機関の進路保障の施策	
◦ 作業能力の標準的な判定, 測定機関	
◦ 卒業後の里親制度の充実	

り多いとみてよいであろう

表29. 障害者のための大学・短大は必要か

(表29)。

(10) 進路指導に関する問題

	必要あり	必要なし	その他	無回答	計
精神薄弱養護学校高等部の	7	15	9	32	63

精神薄弱養護学校高等部の

進路指導は, 主として, 就職問題である。本アンケートについても, 重度・重複障害者の進路, 受入れ

表30. 進路指導に関する問題点

1) 重度, 重複心身障害者の進路, 受入れ先(施設設置, 厚生施設, 福祉作業所, 福祉工場, 職業訓練所, 通勤寮等)の不足, 充実	34
2) 職場開拓	24
3) 職場実習	7
4) 一般, 地域社会, 保護者の啓蒙	11
5) 職安の充実	7
6) 法的条件	7
7) アフターケア	5
8) 職場	3
9) 進路指導主任の責任化	3
10) 職業教育の内容の充実	3
11) その他	7

先の不足・充実について（34ケース）、職場開拓について（24ケース）などが上位を占めた（表30）。

（津 曲 裕 次）

④ 肢体不自由関係

(1) 卒業生の進路について

高等部を卒業した生徒の進路は、表31に示す通りであり、進学、施設入所、就職、在宅およびその他にはほぼ四分されている。進学者の半数は、職業訓練校への入学であり、これを除くと総数に対する割合は14.3%にすぎない。施設は、大別すると授産施設、療護施設、医療施設に分けられ、重度の脳性まひ児が入所していると考えられる。また、施設にも入所できない最重度のケース（どこにも行き場のない在宅者）が15.7%に達しており、今後こうしたケースが増々ふえることが予想されることから、後述するように進路指導上の大きな問題となっている。

表31. 卒業生の進路

進路	(1)就業	(2)進学	就業 (3)進学	(4)施設	(5)家庭	(6)その他	(7)不明	総計
人	150	187	1	165	103	23	29	658
%	22.8	28.4	0.2	25.6	15.7	3.5	4.4	100

(2) 卒業生の進学先について

進学者の50%が職業訓練学校への入学であり、専修・各種学校、私立大学（四年制）がこれに次ぐ（表32参照）。専修・各種学校の内訳は、洋裁・和裁・編物（15人）、経理・簿記（5人）など11種に及んでいる。私立大学、短期大学への入学を大学別にみても、北海道から九州、沖縄まで全国に散らばっており、各大学とも1名の入学数が多く最高でも4名にとどまっている。通信制の大学・短大への入学は5校6人（3.2%）で、利用度が少ないことがわかる。その他は、大学の聴講生（2人）、予備校生（4人）、自動車学校（2人）である。

表32. 卒業生の進学先

進学先	(1)国立 大学	(2)私立 大学	(3)短期 大学	(4)医療科	(5)高等部 専攻科	(6)通信制 大学 短大	(7)定時制 大学	(8)高等 専門 校
人	0	30	11	0	0	6	1	0
%	0	16.0	5.9	0	0	3.2	0.5	0

進学先	(9)専修 各種 学校	(10)職業 訓練 学校	(11)その他	総計
人	38	94	8	188
%	20.2	50.0	4.3	100

(3-1) 入学希望校の選択、決定の際の問題点

選択、決定の際に問題ありは、表3.3に示す通り30ケースで案外少ない(表3.2の進学者総数188人に対する割合は約16%)ことがわかる。問題別に見てみると、「本人

や家族の非現実的な認知等に由来する志望校とのずれの説得」が50%、「学校側の受入れ体制の不備による志望校の変更」が4.3.3%で半々なのが興味深い。

(3-2) 入学者選抜に対する配慮に関する要望について

大学側が行なう入学試験等に対して、高等学校の進路指導担当教師から出された要望をまとめたものが表3.4である。大部分が上肢・下肢の運動障害や言語障害に対する試験方法の具体的な配慮に関するものであるが、(5)、(6)、(9)など全障害に関する要望も認められる。

表3.3. 希望校の選択・決定の際の問題点

問題点	① ずれの 説得	② 受入れ体 制の不備	③ その他	総 計
ケース	15	13	2	30
%	50.0	43.3	6.7	100

表3.4. 入学者選抜に対する配慮の要望

(1) 上肢障害者に対する試験時間の延長(1.5倍程度)	13件
(2) " 特別の筆記器具の使用許可 (タイプライター5, その他の器具3)	8
(3) 車椅子利用者や下肢筆記者が受験しやすい受験室の設置 (受験室を一階にしてほしい, 車椅子のまま入室できる受験室と車椅子のまま筆記可能な机の設置, 下肢筆記者は床で字をかくのでそれに適したスペースを)	7
(4) 上肢障害者のための回答の仕方の工夫 (回答欄を大きく, 回答用紙を丈夫なものに)	6
(5) 障害者のための別枠の入学制度の採用(推せん入学を含む)	2
(6) 障害者の受験を無条件で断わらない	2
(7) 面接などの際の言語障害者に対する配慮	2
(8) 車椅子でも利用可能なトイレ, 段差の改善	2
(9) その他	6
・養・訓の単位も入試の際の認定対象になるように	(1)
・訓練校の1日入学による事前の内定方式の徹底	(1)
・入学の可否の規準はあくまで学力の程度を重視し, 学力のある場合は, 入学を許可する取りはからいがほしい	(1)
・入学が許可されても, 施設設備が不備なため事実上入学できないことがあるので, その改善をしてもらいたい	(3)

計 48件

(4) 合格者の選抜方法

合格できた者の選抜方法は、表35に示す通りであり、一般試験によるものが約50%、推せんによるものが約22%であった。職業訓練校と専修・各種学校は前者が多く、私立大学と短期大学は後者が多く認められた。

表35. 合格者の選抜方法

進学先 選抜方法	私立 大学	短期 大学	通信制	定時制	専修 各種	職業 訓練校	専攻科	国立 大学	理療科 教員 養成	高等 専門 学校	その他	総計
一般	人 10 % 33.3	人 4 % 36.4	人 1 % 16.7	人 0	人 30 % 78.9	人 46 % 48.9	人 0	人 0	人 0	人 0	人 2 % 25.0	人 93 % 49.5
推せん	人 20 % 66.7	人 6 % 54.5	人 0	人 0	人 3 % 7.9	人 9 % 9.6	人 0	人 0	人 0	人 0	人 3 % 37.0	人 41 % 21.8
その他	人 0	人 0	人 2 % 33.3	人 0	人 5 % 13.2	人 5 % 5.3	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1 % 12.5	人 13 % 6.9
無記入	人 0	人 1 % 9.1	人 3 % 50	人 1 % 100	人 0	人 34 % 36.2	人 0	人 0	人 0	人 0	人 2 % 25.0	人 41 % 21.8
総計	人 30 % 100	人 11 % 100	人 6 % 100	人 1 % 100	人 38 % 100	人 94 % 100	人 0	人 0	人 0	人 0	人 8 % 100	人 188 % 100

(5) 合格の際の条件の付与

合格できたが何か学校側から条件をつけられたケースがあったかという点に関しては、表36に示す通りで、「付与あり」と「付与なし」がほぼ半々である。「付与あり」の内容は、「就職の責任を負えない」、「入学後特別な配慮をしない」ことを学校側が本人および保護者に念を押す形のものが大部分を占めるが、寄付金の納付を勧められたケース(2件)、観察期間をにおいて様子を見るケース(1件)、保護者介助のケース(1件)が少数だが認められる。

表36. 合格の際の条件の付与

付与の有無	特別な条件 の付与なし	特別な条件 の付与あり	付与ありの内訳			総計
			入学後特別な 配慮をしない	就職の責任 負えない	その他	
件数	29ケース	37ケース	12	20	5	66ケース
%	43.9%	56.1%	18.2	30.3	7.6	100%

(無記入は少なくとも122ケースあり、かなり多数にのぼるが、ここでは記入された66ケースについての結果を示す)

(6) 希望校に入学できなかった理由

希望校に入学できなかった理由は、表37に示す通りで、学力試験によるものが過半数を占めるが、受験相談に行った時点で断念したケースが約18%あった。

表37. 希望校に入学できなかった理由

(1) 希望校に受験相談（面接）に行った時点で	4件（18.2）%
(2) 学力試験で	12（54.5）
(3) 面接試験で	1（4.5）
(4) 身体検査で	1（4.5）
(5) 内申書等の書類審査で	1（4.5）
(6) その他	3（13.6）

計 22件（100）%

(7) 進学後生じた問題

入学しても学校生活に適応できなかった件数の報告を求めた結果、52校中7校から回答があり、合計件数は9ケースであった。その内容は表38の通りであるが、主として(1)と(2)は学校側の問題に、(3)、(4)は本人の問題に帰せられよう。

表38. 進学後生じた問題

(1) 学校側の施設・設備の不備	3件
(2) 通学の問題	2
(3) 病気退学	2
(4) 学力不足の問題	1
(5) 卒業後の就職問題	1

計 9件

(8) 障害者の受入れについての進学先への要望

これについては、52校中24校が回答したが、職業訓練校および更生指導所への要望は1校だけで、他は大学ないし短大への要望であった。職業訓練校への要望は、重度のアテトーゼ型生徒に適した訓練を行なってほしいであり、指導所へのそれは、知的能力の劣るものも入所させ訓練してほしいである。大学および短大への要望をまとめたのが表39である。

表39. 大学・短大への要望

① 障害者に適する学内の施設・設備の改善	18件
② 講義、実験・実習、実技などに関する教育指導上の特別な配慮	13
③ 入学試験についての改善	4
④ 障害者に対する大学・短大の理解を求める	3

計 38件

①の具体的内容としては、エレベーター、スロープ、洋式トイレの設置、スロープや階段に手すりをつける、特別な学習机の使用などであり、車椅子利用者にも不自由を感じさせない程度までにと障害程度を示したケースもある。②では、授業科目としては体育実技および実験・実習に対する配慮が特にとりあげられ、障害の種類および程度に関しては、筆記困難ないし筆記速度の遅い上肢障害者および言語障害者に対する配慮をあげている。また、自障者担当専門員など人的面の充実を指摘している。③では、表34の(1)、(2)、(6)の条件があげられている。④は、身障者の理解と受入れの促進についての一般的な要望である。

(9-1) 教育・訓練機関(施設)に関する要望

このことに関しては、52校中35校が回答し、表40に示す事項が要望として出されている。職業訓練所、福祉工場、授産施設など職業的リハビリテーション施設の充実への要望が多いが、このことは障害の重複・重度化を反映しているものと考えられる。また、(2)、(6)、(7)、(8)など高等教育機関への要望のほか、統合的機能をもつ機関の設置(9)が認められるのは、障害の多様化に応じた諸機関の整備と拡充が必要なことを示唆しているものといえよう。

表40. 教育・訓練機関に関する要望

(1) 職業訓練校の増設および充実	9件
(2) 高等部専攻科の増設	7
(3) 福祉工場および授産施設の増設	7
(4) 重障者のための施設の増設	6
(5) 現在あるものの充実	4
(6) 各種学校および専修学校の充実	2
(7) 社会教育機関の設置	2
(8) 身障者専門の大学の設置	2
(9) 総合的機能をもつ機関の設置	2
(10) その他	3

計 44件

(9-2) 障害者のための大学、短大は必要か

表41に示す通り、必要あり、必要なし、無回答ではほぼ3分されている。必要ありの理由としては、障害者に適した特別な設置・施設と教育課程が必要と答えたものが11件で最も多く、次いで勉学の意志の尊重と教育の機会均等が5件、その他2件であった。また、必要なしの主な理由としては、既

表41. 障害者大学(短大)の必要性

必要あり	必要なし	その他	無回答	計
18校	16校	0	18校	52校
35%	31%		35%	100%

既

存の大学の受入れ体制の改善が先決である、健常者と学ぶことに意義があるの二点である。

(10) 進路指導に関する問題点

この問に対しては、52校中45校が回答した。これをまとめてみると、表42の通り、重度・重複者の進路の問題が最も多く、次いで就職難の問題となっている。進路指導の方法がわからないなど方法上の問題③をはじめ、⑪、⑫、⑬など、進路指導担当者のとりにくみや技術的な問題も案外多い。大学の受入れ体制の不備、一般雇用主の理解不足、行政の問題など多岐にわたっているが、⑦や⑨の障害生徒自身の問題や⑤の保護者の問題なども現実に比較的多く直面している問題といえよう。

表42. 進路指導に関する問題点

① 重度・重複者の進路の問題	34	件
② 就職難の訴え	19	
③ 進路指導の方法上の問題	12	
④ 大学進学（大学側の受入れ体制が整備されていない）	9	
⑤ 保護者の問題（進路問題や自分の子どもの能力の認識不足）	8	
⑥ 雇用主の理解不足	7	
⑦ 生徒の学力不足、性格の問題	7	
⑧ 行政の問題	7	
⑨ 生徒の自己認識が不足	5	
⑩ 適切な機関・施設の欠如	4	
⑪ 在宅者となったものの過し方、生きがいの問題	3	
⑫ アフターケアの問題	3	
⑬ 担当者の進路問題に対する理解が不足	2	
⑭ その他	5	

計 125件

（藤田和弘）

2) 大学の受入れ体制に関して

1. 受験の状況と受験許可の取扱いについて

(1) 受験状況

障害者の受験相談もしくは受験許可の経験がある大学は、表43に示す通り、242校中180校でほぼ4分の3の大学はこうした経験をもっている。

また、各大学で障害者の受験相談ないし受験許可があった最初の年度および年度別延人数（いずれも記録に残っているもの）を答えてもらった結果、表43および表44から看取されるように、昭和40年以降から量的に増大している傾向が認められる。これらの表で、受験相談に比べて受験許可が量的に多いのは、受験相談をしなくても一般学生と同じに受験できるような障害が軽度の者が含まれているた

めと考えられる。

表4.3. 受験相談および受験許可の有無

	国 立		公 立		私 立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
有	44	72.1	14	87.5	122	73.9	180	74.4
無	17	27.9	2	12.5	42	25.5	61	25.2
無回答	0	0	0	0	1	0.6	1	0.4

表4.4 受験相談ないし受験許可の最初の年度

	国 立		公 立		私 立		計	
	受験相談	受験許可	受験相談	受験許可	受験相談	受験許可	受験相談	受験許可
10年代	0校	0校	0校	0校	0校	1校	0校	1校
20~24	2	2	0	0	0	0	2	2
25~29	1	2	0	0	2	4	3	6
30~34	0	1	1	1	5	5	6	7
35~39	1	3	0	0	4	5	5	8
40~44	1	6	2	1	14	25	17	32
45~49	12	13	3	3	26	36	41	52
50,51年度	6	5	0	1	21	17	27	23
不明 (無記入)	23校	32校	6校	6校	72校	93校	101校	131校

表4.5. 受験相談および受験許可の年度別延人数

	国 立		公 立		私 立		計	
	受験相談	受験許可	受験相談	受験許可	受験相談	受験許可	受験相談	受験許可
29年度まで	5人	5人	0人	0人	5人	5人	10人	10人
30~34	0人	5人	1人	1人	16人	58人	17人	64人
35~39	2人	12人	0人	1人	40人	44人	42人	57人
40~44	45人	127人	2人	9人	87人	420人	134人	556人
45~49	253人	458人	42人	61人	333人	1,997人	628人	2,516人
50,51年度	225人	206人	21人	27人	369人	1,302人	609人	1,535人

(2) 大学の受験許可の取扱い

障害者に対する受験許可の条件については、表4.6に示す通りで、全面的に拒否は一枚もなく無条件

に受付けるというものが3.28%を示している。しかし、無条件受け付けと答えた大学の大部分が、一般受験者と同一条件での受験を承知の上での申込みに対しては拒まないというものであって、後述する2の(2)の結果を考えあわせると障害に応じた試験方法の配慮をした上での受験許可ではないことがわかる。「その他」の項目は、取扱い規定は特に定めていないとか検討中のものであり、不明(無記入)も26.9%とかなり多い。また、同一大学でも学部によって取扱いが異なり、学部ごとに障害の種類と程度を定めているところもある。

表4.6. 受験許可の取扱い

取扱いの種類	国立		公立		私立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
(1) 全面的に受付	20	32.8	5	31.2	52	31.5	77	31.8
(2) } 条件つきで受付 (3) }	12	19.7	5	31.2	26	15.8	43	17.8
	6	9.8	4	25.0	36	21.8	46	19.0
(4) 全面的に受付せず	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) その他	1	1.6	0	0	10	6.1	11	4.5
不明(無記入)	22	36.1	2	12.5	41	24.8	65	26.9
計	61	100	16	100	165	100	242	100

受験受付をことわった(受験許可をしなかった)理由としては、表4.7.に示す通り、入学しても教育、勉学上本人が困るという回答が48%で多い。不明(無記入)が36%と多いのも注目される。

表4.7. 受験受付拒否の理由

拒否の理由	国立		公立		私立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
(1) 前例なし	0	0	1	11.1	1	1.4	2	2
(2) 試験方法不明	0	0	1	11.1	1	1.4	2	2
(3) 入学しても本人が困る	8	42.1	3	33.3	37	51.4	48	48
(4) 受験の準備できず	1	5.3	0	0	3	4.2	4	4
(5) その他	1	5.3	1	11.1	6	8.3	8	8
不明(無記入)	9	47.4	3	33.3	24	33.3	36	36
計	19	100	9	100	72	100	100	100

正式な会議で障害者の入学試験に関する問題がとりあげられたかどうかについては、51.2%が「あり」と答えている。特に、国立大学では7割強もの大学でとりあげられている(表4.8参照)。「あり」と答えた大学124校のうち83校(66.9%)が、表4.9に示すような基本方針等を具体的に述べて

いる。

表 4 8. 正式な会議で障害者の入試問題がとりあげられたか

	国 立		公 立		私 立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
あ り	44	72.1	7	43.8	73	44.2	124	51.2
な し	13	21.3	9	56.2	74	44.8	96	39.7
不 明	4	6.6	0	0	18	10.9	22	9.1
計	61	100	16	100	165	100	242	100

表 4 9. 入学試験に関する基本方針など

	国 立	公 立	私 立	計
募集要項に細かく記載	8 校	2 校	2 校	12 校
就学に支障なければ認める	7	1	27	35
障害者に特別な配慮はしない	2	0	6	8
障害を理由に区別しない	0	0	4	4
検 討 中	7	1	7	15
そ の 他	3	0	6	9
計	27 校	4 校	52 校	83 校

2. 入学試験の方法について

(1) 推せん制度の採用状況

身体障害者に対し推せん入学の方法をとり入れているかについて回答を求めたところ、全体では推せん入学制度をとり入れていないが5.6.6%で、とり入れているの3.1.8%を上回っていた。そして、推せん入学の方法は一般学生と同じ形でとり入れているものが全部を占め、障害者のみ特別にとり入れる制度を用意している所は1校も認められない。また、推せん入学制度の採用は、私立に多く(4.3%)、国公立では少なく1割にも満たない(表5.0参照)。

さらに、推せん入学の際、何を参考、規準にして可否の決定をしているかをたずねたところ、内申書(3.1.3%)、面接(2.3.2%)、健康診断書(2.2.3%)が多い(表5.1参照)。私立において小論文が少ない点が目立つ。むろん、一つの規準ではなく、いくつかを併用して総合的に可否の決定を行っているものと考えられる。

(2) 入学試験の際の特別な配慮

入学試験の際、障害受験者のために特別な配慮をしている大学は、242校中44校で2割に満たな

表5 0. 推せん入学制度のとり入れ

	国 立		公 立		私 立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
(1) 一般学生と同じ形でとり入れ	5	8.2	1	6.3	7	43.0	7	31.8
(2) とり入れず	52	85.2	15	93.7	70	42.4	137	56.6
(3) 障害者のみとり入れ	0	0	0	0	0	0	0	0
不明(無回答)	4	6.6	0	0	2	14.5	2	11.6
計	61	100	16	100	165	100	242	100

表5 1. 推せん入学の際の合否の規準

	国 立		公 立		私 立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
(1) 内 申 書	3	25	1	100	6	31.3	6	31.3
(2) 指 導 要 録	1	8.3	0	0	1	7.0	1	7.1
(3) 健康診断書	3	25	0	0	4	22.2	4	22.3
(4) 面 接	2	16.7	0	0	4	23.7	4	23.2
(5) 小 論 文	2	16.7	0	0	1	6.1	1	6.6
(6) そ の 他	1	8.3	0	0	1	9.6	2	9.5
計	12	100	1	100	19	100	21	100

表5 2. 入学試験の際の特別な配慮

	国 立		公 立		私 立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
(1) 有	12	19.7	2	12.5	3	18.2	4	18.2
(2) 無	28	45.9	12	75.0	8	50.3	12	50.8
不明(無記入)	2	34.4	2	12.5	5	31.5	7	31.0
計	61	100	16	100	165	100	242	100

い。配慮していないと答えたところは半数であり、約3割は無記入である(表5 2参照)。この結果は、1 (2)で既述した通り、障害受験生が一般受験生と同一条件での受験を余儀なくされている場合が多いことを示している。

特別な配慮の種類としては、表5 3に示す通りである。こうした配慮は、人数的、予算的、物理的条

表5.3. 特別な配慮の種類

配 慮 の 種 類	国 立		公 立		私 立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
(1) 受験室の別置	7	20.6	3	42.9	18	23.7	28	23.9
(2) 特別の器具の使用(点字器, 盲人用 タイプライター, そろばん等)	8	23.5	2	28.6	15	19.7	25	21.4
(3) 特別な出題方法(点字などによる)	5	14.7	1	14.3	12	15.8	18	15.4
(4) 回答方法の工夫(監督員が転記する等)	4	11.8	1	14.3	9	11.8	14	12.0
(5) 試験時間の延長の調整	6	17.6	0	0	8	10.5	14	12.0
(6) 代替問題の用意, 成績の採点上の配 慮, よみかえ等	1	2.9	0	0	5	6.6	6	5.1
(7) そ の 他	3	8.8	0	0	9	11.8	12	10.3
計	34	100	7	100	76	100	117	100

件を必要とするだけに、大学側からすれば実施上大きな制約を伴うものであろう。例えば、予算面では障害受験者に対する国からの補助金の交付が十分受けられるよう働きかけることも一つの方法であろう。

(藤田和弘)

3. 入学の状況について

(1) 身体障害学生の入学有無について

身体障害学生の入学有無については、現在までに、国公立・私立大学とも60%以上、全体として、242校中156校が受入れた経験を有していた。なお不明は64校あり、受入れたことなしというのは22校で10%以下であった(表5.4)。また入学者数を国公立と私立で比較してみると約3:7の割合となり、私立大学への入学者数が多いことが示されている。

また、身体障害学生の大学入学の年度を追ってみると、その歴史は国立、私立ともかなり古く、昭和24年以前から僅かな数ではあるが入学する者がいた。しかも回答校の記録不備という点から明確な資

表5.4. 障害学生入学の有無

	国 立		公 立		私 立		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%
有	38	62.3	10	62.5	108	65.5	156	64.5
無	6	9.8	4	25.0	12	7.5	22	9.1
不 明	17	27.9	2	12.5	45	27.3	64	26.4
合 計	61	100	16	100	165	100	242	100

料ではないが、昭和40年以降漸次増加の傾向である。これから、わが国の身体障害学生の進学進路が、いろいろな方面から開発されてきた結果を反映しているものと推定しうる(表55)。

(2) 事前相談の有無

身体障害学生が大学を受験する際に、事前の大学側への相談の有無についての状態をみると、特別に相談なしと回答したところは全体の62.5%であり、何等かの相談があったと答えたところは、33.1%であった。しかも私立大学への相談件数が多く、学部、学科、専攻などの選定のための相談が主になっている。

障害別に見ると聴覚障害に関する相談が他の障害に比してやや多い。これは聴覚以外の障害では、行動上の制約なりハンディキャップから生じる教育面での可能性もしくは困難さ、特に対人的コミュニケーションがある程度円滑に保持されており自分でかなり明確に判断しうるので相談件数も比較的少なかったと考えられる。

(3) 入学許可と学部・学科

入学許可された身体障害学生の学部、学科、専攻などをみると、国立大学と私立大学ではかなり相違がある。その相違を比較すると、国立大学では、理工系の比率が高く25.3%、次いで、教育系が20%、法律系が10%の順となる。

私立大学では、政経関係が39.7%、次が人文系16.9%、理工系、医学系13.8%の順となっている。更にこれを障害別にみると、視覚障害学生では、理工、人文、政経の順、聴覚障害学生では、政経、理工の順、運動障害学生では、政経、医、人文の順でそれぞれに所属している。

(4) 出身校

身体障害学生の出身校を調べてみると、国立大学、私立大学ともに、普通高校出身者が圧倒的に多い(84%)。これは障害学生といっても、障害程度が軽度の学生が多いということの意味するものである。障害程度の重度な学生の特殊教育諸学校からの大学進学は、大学附属校を除くと、まだ少数にすぎない事を反映している。たゞし視覚障害の場合には、盲学校出身者の比較的比率が高いのが特徴的である。

(5) 入学後に生じた問題点

入学を許可された身体障害学生が、入学時および入学後において何らかの問題が生じたかどうかについては、障害学生を受入れた156校中35校が問題があったことを報告している(表56)。

その内容と経過を列記すると次のような問題点について整理される。

- 1) 教科履習上の問題 — 体育実技、実験
- 2) 授業における特別な配慮の問題、テープ持ちこみ、手話通訳の要求
- 3) 事故補償の問題
- 4) 介助要員の問題

表55. 年度別入学者

年度	国立	公立	私立	計
24年以前	2	-	2	4
25~29	2	-	4	6
30~34	1	2	3	6
35~39	4	-	6	10
40~44	7	2	31	40
45~49	12	3	31	46
50,51年度	5	2	13	20
不明	5	1	18	24
合計	38	10	108	156

5) 退学, 転学の問題

6) 寮, 寄宿舎の問題

7) 施設, 設備上の問題

8) 就職の問題

であり, 調査研究〔そのⅠ〕の場合と共通な問題がでてくる。しかし学力の問題などは個人的なことがらであるためか, 大学側からは直接でていない。

表5.6. 入学後に生じた問題の有無

		国立		公立		私立		計	
		校	%	校	%	校	%	校	%
(1)	有	12	31.6	2	20	21	19.4	35	22.4
(2)	無	21	55.3	6	60	80	74.1	107	68.6
	不明	5	13.2	2	20	7	6.5	14	9.0
	計	38	100	10	100	108	100	156	100

(谷村 裕, 藤田 千代)

4. 身体障害学生の教育指導について

(1) 身障学生のための特別な施設・設備について

学生のため, 施設・設備面で何らかの特別な配慮の有無については, 表5.7に示したとおりである。何らかの配慮をしている大学は, 156校中38校である。国立大学38校中15校, 私立大学108校中22校であってのパーセンテージでは, 国立大学の方が多い。全体では, 約25%と4校に1校の割合である。

表5.7. 障害学生のための施設・設備面での特別な配慮

次に, その具体的内容についてみると, この調査では, 14項目の考えられる事柄についての報告を求めた。その結果は, 表5.8のとおりである。

これによると, エレベーター, トイレ, スロープ, その他の事

		国立		公立		私立		計	
		校	%	校	%	校	%	校	%
(1)	有	15	39.5	1	10	22	20.4	38	24.4
(2)	無	21	55.3	8	80	81	75.0	110	70.5
	不明	2	5.3	1	10	5	4.6	8	5.1
	計	38	100	10	100	108	100	156	100

故防止など, 是非欠かせないものが多い。身障者のためのコンパニオン制度(講義ノートサービス, 連絡事項を伝えるなど身障学生のヘルパー的役割を受け負う一般学生を障害学生につける)とか, 身障者のためのカウンセラーなどは, ごくわずかであり, 障害学生の学習のための配慮についても非常に貧弱である。このように内容をみても, 先の4校に1校が何らかの配慮をしているとしてもそのまゝでは十分な配慮を受入れられるべきものではないことがわかる。

(2) 身障学生の講義・実験・実習・実技等についての特別な配慮の有無

講義, 実験, 実習, 実技等での特別な配慮の有無については, 表5.9のとおりである。約40%の65校が「配慮をしている」と答えている。その具体的内容は, 表6.0に示される。これにみられるように, 各教官の特別な配慮・措置が大部分で48校である。この他では, 主に体育の授業におけるものがあり, 実技に代わる課題, 措置を講じている。身障者に向く実技を考えている大学が2・3注意をひいたぐら

表58. 施設・設備の具体的内容

	国 立	公 立	私 立	計
(1) エレベーター	3校	0校	6校	9校
(2) トイレ	8	0	12	20
(3) スロープ	7	0	4	11
(4) 学生寮	0	0	1	1
(5) 点字ブロック	1	0	2	3
(6) 事故防止の配慮(学内)	4	0	6	10
(7) 特別奨学金制度	0	0	1	1
(8) 視覚障害者のための設備・消耗品	2	0	8	10
(9) 聴覚障害者	0	0	1	1
(10) 肢体不自由者	3	0	4	7
(11) コンパニオン制度	3	0	2	5
(12) カウンセラー	2	1	1	4
(13) 授業への器具の持ちこみ許可	2	1	11	14
(14) その他	3	0	7	10

表59. 講義、実験、実習等の教育指導についての特別な配慮の有無

	国 立		公 立		私 立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
(1) 有	17	44.7	5	50	43	39.8	65	41.7
(2) 無	19	50.0	4	40	62	57.4	85	54.5
不 明	2	5.3	1	10	3	2.8	6	3.8
計	38	100	10	100	108	100	156	100

表60. 講義、実験、実習等の教育指導についての特別な配慮の内容

	国 立	公 立	私 立	計
(1) 教育課程の一部を変更	1校	0校	8校	9校
(2) 各教官の配慮	12	4	32	48
(3) 代替科目・課題の用意	2	0	5	7
(4) 単位認定方法の配慮	3	1	3	7
(5) 教育実習の配慮	1	0	6	7
(6) その他	3	0	5	8

いである。

(3) 教育指導上の問題について改善の申し入れ

身障学生の教育指導上の問題について、身障学生、その父母、自治会などが、学校当局に改善を申し入れたことの有無については、表6 1に示されるように、国立大学3 8校中5校、私立大学1 0 8校中1 3校であり、全体では、1 5 6校中1 8校が改善の申し入れを受けたと答えている。

この1 8校の場合、具体的にどのような内容であったか自由記述によってその要求をみると、主として多くは、障害学生のためのトイレ、エレベーター、事故防止のための手すりなど欠かせない設備面での改善である。次に目につくのは、視覚障害学生のための点字

表6 1. 改善の申し入れの有無

	国立		公立		私立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
(1) 有	5	13.1	0	0	13	12.0	18	11.5
(2) 無	32	84.2	10	100	88	81.5	130	83.3
不明	1	2.6	0	0	6	5.6	7	4.5
計	38	100	10	100	108	100	156	100

図書、点訳の要求である。改善の申し入れを受けたこれら大学は、概して、身障学生を受入れている数少ない大学に属するものとみられる。それ故、大学側の、これら要求に対する受けとめは、一般的にみて、誠意ある姿勢を示しており、身障学生を受入れた大学における努力がうかがわれた。

(4) 障害学生の受入れ体制についての大学側の意見

障害学生の受入れ体制についての大学側の意見を、次のような5項目にわけて報告を受けた。すなわち、

- 1) あくまで一般学生と同じレベルで考える。
- 2) 入学が許可された障害学生に対しては、事情の許す限りにおいて、障害を補償する学内環境や勉学環境の整備をしていくべきと考える。
- 3) 現時点における学内環境や勉学上の諸状態に即して、これらに適応できる身障者のみ入学を許可すべきであると考え。

表6 2. 障害学生の受入れ体制についての意見

- 4) 身体障害者大学が設置されるべきであると考え。
- 5) その他(具体的に)

以上の5項目である。結果は、表6 2のとおりである。

項目1)については、全体で20%ほどであるが、国立大学よりも私立大学の方がその割合は多い。項目2)については、国立大学は、

	国立		公立		私立		計	
	校	%	校	%	校	%	校	%
(1)	9	11.1	4	22.2	47	24.6	60	20.7
(2)	31	38.3	6	33.3	32	16.8	69	23.8
(3)	20	24.7	7	38.9	66	34.6	93	32.1
(4)	10	12.3	0	0	29	15.2	39	13.4
(5)その他	3	3.7	0	0	0	0	3	1.0
無記入	8	9.9	1	5.6	17	8.9	26	8.9
計	81	100	18	100	191	100	290	100

31校で約40%弱である。しかし全体では、69校で約24%となっている。むしろ、一般学生と同じレベルで考えると、現在の学内環境に適応できるものを受入れようとするものが、まだ多い。項目4) 身障者大学の設置の必要性について、39校が回答しているのは注目される。この受入れ体制については、2つあるいはそれ以上の項目に○をつけて回答したものが全体で290校となっている。

具体的な内容では、大学における受入れ方針を考える必要があるというもの、将来は、学内環境を整備し受入れていくべきだというものであった。しかし、障害学生を拒否はしないが、それらの学生についての特別な配慮となると不十分であって、真にこれらの学生に対して門戸が開かれているとはいえないものである。

以上、教育指導上の配慮に関していくつかをみてきたが、ある大学における次のような意見がほぼ平均的なものであろうと思われる。すなわち「これまでのところ、本学に出願した身障者は、いずれも本学各学科における所定の授業を履修するに支障のない程度の障害であったのだが、今後は特に受入れ体制について考えていかねばならぬと思う」というものである。

(上野 益雄)

5. 身体障害学生の大学卒業後の進路について

(1) 卒業後の進路について

卒業後の進路については、表63にみられるように、報告された529名中就職したものが、半数以下の240名である。国立大学の学生は、比較的大学院に進学するものが多く、私立大学の学生の場合には、就職を希望している者が多いことも目につくが「特定の職を持たないもの」が132名とほぼ4分の1の数を示しているのは注目される。また「その他」に78名という数が示されているが、これらを考えてみると、一般社会の身体障害者の受入れ体制が、まだ十分とはいえないことが推測される。

(2) 卒業後の進路についての大学側の意見

身体障害学生の進路、就職についての大学側の意見希望を概略的にまとめて見ると、大学の環境設備について、その体制を確立した特定の国立大学、あるいは特定の大学の設置が望ましいこと。ま

表63. 卒業後の進路

	国立	公立	私立	計
大学院進学	16 (23.2) [%]	7 (58.3) [%]	14 (31) [%]	37 (7.0) [%]
就職	33 (47.8)	2 (16.7)	205 (45.7)	240 (45.4)
家業をつぐ	0	0	21 (4.7)	21 (4.0)
特定の職なし	2 (2.9)	1 (8.3)	129 (28.8)	132 (24.9)
その他	16 (23.2)	2 (16.7)	60 (13.4)	78 (14.7)
中途退学	2 (2.9)	0	19 (4.2)	21 (4.0)
計	69 (100)	12 (100)	448 (100)	529 (100)

た職業指導をも含めた総合的な教育を行なう身体障害学生のための、国立の教育機関の設置の要望があ

げられている。更に就職に関しての問題点については、大学だけで障害者の就職を斡旋することは、不可能なものであるために、行政担当者、教師、家族、雇用者などが協力して、就職後のフォローアップまでも含めた相談や指導を専門に担当できる公的機関の設置の必要性が指摘されている。

(谷村 裕, 藤田 千代)

3) 筑波大学における身体障害学生の実態について

1. 視覚障害学生の事例

(1) 入学までの経過

東京教育大学附属盲学校卒業時に第一回目の受験では不合格であったが、第二回目の受験で本大学に合格している。本学生は全盲であり、第2学群・人間学類に入学したが2年次より第1学群・人文学類に移籍している。

(2) 入学試験に関する配慮

本大学の盲受験生に対する配慮は以下の通りである。

- ① 試験問題を点字になおす。
- ② 時間を1.5倍あるいは2倍に延長する。
- ③ 解答用紙であるマークカードの記入を試験官がしてやる。

(3) 入学以後の経過

受講や勉学に際しての配慮は以下のようであった。

- ① 授業中、図表など視覚を用いないとわからないものは説明してやる。
- ② 教科書や参考書などの点訳や録音を考慮する。
- ③ 授業中点字版やテープレコーダの持ち込みを認める。
- ④ 学期テストなどでは、口答試問、カナタイプによるレポート、点字による解答、学生が回答を録音したテープの提出等を認める。
- ⑤ 教室に移動する場合の手助け
- ⑥ オプタコンの貸出し

(4) 生じた問題点とその対策

上記の配慮は教官や他の学生によって行なわれたが、解決すべき問題が生じたこともあった。

情報科学実習で当学生は端末のディスプレイやテレタイプに出力された文字を読みとることが出来ないことで実習に支障をきたしているという報告が担当教官からあった。1つの方法は出力文字をオプタコンで読みとることであったが購入が実習に間に合わなかった。そこで心身障害学系の者が実習中の補助を行なうことで一応解決した。しかし今後のことも考え、学内で検討した結果、立教大学で行なっているミニコンを利用した点字出力システムを本学でも導入することになり52年に実施している。

(5) 今後の課題

- ① 現在は盲学生が1人であるが数が増えた場合には、人的あるいは物的配慮も増大するので再検討しなければならない。
- ② 1人で歩行する場合の点字ブロックなど学内の環境をどう整備するかを現在検討している。

(黒川 哲 宇)

2. 難聴学生の事例

(1) 筑波大学入学までの経過

現在、筑波大学の第一学群自然科学類4年にN君(昭30.6.30生)が在学している。N君(高度難聴)は、東京教育大学附属聾学校長より推薦を受けて、筑波大学を受験し、昭和49年4月に合格入学した。受験に際しては、コミュニケーションの配慮などを行なったが、幸い推薦入学者のみの受験で少人数であったため、問題なく受験ができた。

筑波大学を選んだ理由は、筑波大学は東京教育大学との関係が深いこと、本人の能力から見て適正であること、筑波大学の学風に共鳴できることなどであった。専攻は、祖父、父親とも物理学者であり、本人も理数系を好んだので、自然科学類と決めた。

(2) 入学以後の経過

入学2学年の前半までは、学習など本人および家族の努力にまかされていたが、本人の負担が次第に重くなってきた。親からの連絡を受けて、O教官(附属聾学校教頭、筑波大学非常勤講師)は、本人と定期的に面談をする^オとともに、受講等勉学上必要な配慮をするよう大学当局に要請した。

具体的には、N君の障害について担当教官全員に理解してもらい、教室でのテーブ・レコーダーの使用を許可してもらい(手話通訳者もこれに準ずる)、テキストを用いないときは参考図書の指示を^オしてもらい(可能ならば講義用の要項を貸し出してもらい)、学友に便宜(ノートの貸し出し)をはか^オってもらうなどの配慮が2学年の後半より行なわれた。こうした大学当局の配慮とO教官の相談(とくに、受講科目の減少による負担の軽減)によって、元気で学業に励むことができるようになった。

(3) 今後の課題

聴覚障害者が一般の大学に学ぶ際に必要な配慮は、施設、設備等よりもむしろ人間的環境設定が優先する。米国では、手話通訳者の導入、ノート・テーカーの導入、専任のカウンセラー(生活・学習・就職面)の導入、個別指導の方式の導入などの特別補助システムを活用している。

こうしたことに関連して、今後の課題として筑波大学においても、手話通訳者の経費を補って、教室への導入をはかる、ノート・テーカーに学生アルバイトを採用して委託する、筑波大学教育研究科(心身障害学専攻)のコースにカウンセラー養成のコースを設ける、個別指導については、大学院生レベルのアルバイト形式で経費補助をはか^オっていくなどの措置が実際的な方途として考えられる。

(草 薙 進 郎)

3. 肢体不自由学生の事例

H.I. 男 昭和30年5月28日生(22才) 現在、第二学群人間学類三年生

(1) 障害の種類と程度

脳性麻痺による体幹機能障害(障害者手帳2級1種)と言語障害を有している。運動機能障害は、現在は独歩可能だが早く走ったり長時間は歩けない。麻痺は四肢全体に及んでいて、左手、左足の不自由度が大きい。長時間は歩けず、早く走ることができない程度である。筆記可能だが書く速度がやや遅く長時間行なうと疲れる。言語障害の程度は軽く、日常生活にはこと欠かないが、緊張すると声がなかなか出なくなったり、無声音になったりして聞きとりやすく、聞きとれないこともある。

(2) 筑波大学入学までの経過

小学部入学までは全く歩くことができず、東京都立光明養護学校に入学。小学部3年頃からやっと歩けるようになった。二年生の中から都立江戸川養護学校に転校し、中学部、高等部1年まで在学。その後、私立日出国園高校1年に再入学し同校を昭和50年3月に卒業し、同年4月に筑波大学に入学。

日出国園高等学校長から成績優秀で推せんを受け、一般受験者と同じ形で推せん入学の選考を受け合格した。第1次選考は書類選考で、第2次選考は小論文、個人面接、集団面接の三つであり、障害が軽いこともあって一般受験者と全く同一条件で三つとも行なった。本人の内観によると、小論文は書くのが遅いため下書きしている余裕がなく時間までにまとめるのが精一杯であったこと、言語障害のため、個人面接では満足に答えられず、集団面接では非常に緊張し発言しようとしたがなかなかしゃべれずしゃべっても無声音が多くて他の人にわかってもらえたか不安だったということである。

(3) 入学以後の問題

①寮生活 — 学生寮は講義棟から最も近い部屋に優先的に入所の許可を得たが、それでも約2kmの距離があり歩くと30分もかかり疲労が激しく勉学上支障をきたすということで大学(人間学類)予算で電動車椅子を購入し利用の便に供した。しかし、雨の日は使えないこと、通学路は設計上車椅子利用ができるようになってはいても建築途上で段差などがあり利用できないため、一般道路を走らねばならず、交通量に比例して危険性が增大すること、歩くのと同じく30分かかることなどから、車椅子利用の間に車の免許をとって車で通学が最適であることを本人と保護者、指導教官の間で話し合い意見の一致をみた。現在は、ノークラッチの車で通学し、寮と講義棟の最も近い所に身障生専用駐車場を設けている。電動車椅子は通学には利用せず、講義時間帯における教室や建物間の移動に利用できるようにしている。最近では学内バスの運行の回数も増えているのでこれを利用できる状態になっている。

大学や寮の食堂はセルフサービスなので、配膳のトレイを一人で運べるようワゴンを設置できれば理想的である。

②受講等、勉学上の問題点

外国語の授業では朗読、書き取りなどに困難を感じ、教官側ではこの点の配慮をしている。体育については、特別体育もあり、また実験実習は教官の配慮で解決されるので特に問題はない。出欠の際の返

事「はい」が緊張のためうまく云えない、書くのが遅く講義の内容が詳細にとれないことなど本人が多少不便を感じる点もあるが、ほとんどが教官、本人、友人の個別的配慮と工夫により解決されるものである。

(4) 今後の課題

①必要な教育環境

車椅子で学内のどこへでも移動できる道路やスロープの整備が望まれる。筑波大学では身体障害者（車椅子利用が可能な程度の者）用の学生寮、トイレ、スロープ、エレベーターの設置が設計の上で考慮されているが、現在建築途上という事情もあって、不備な点がある。緊急度に応じて暫定措置がとれる体制を準備したり、完成した時には試乗して不備な点がないかどうか細かく検討してみる必要がある。障害にあった電動タイプライターが利用できるようにしておく。

②今後予想される問題

教育実習、卒業論文作成（特に実験を伴う場合）などに関して考慮しなければならない問題が生じてこよう。また、卒業後の進路、特に就職も大きな問題である。

（藤田和弘）

おわりに一残された課題一

本研究は、筑波大学心身障害学系（昭和51,52年度）に所属する教官が、障害種別を超えて、障害者の高等教育をみずから問題ととらえたことから出発した。その構想は、後期中等教育段階での進路指導進路決定における問題、大学等の入学時の問題、入学後の問題を統一的にとらえようとするものであった。かくて、二つの調査が実施されたのであったが、こうした研究の過程で、いくつかの重要な問題点が浮びあがってきた。それは、大きくは、研究体制と研究のデザインの問題に分けることができる。

まず、後者では、調査の対象を障害児を対象とするいわゆる特殊学校に限定したことである。「入学の状況」のところで述べているように、大学に入学している身体障害学生の大部分は、いわゆる普通高校の出身者であった。このことは、高等学校教育と大学教育との関係において障害者の高等教育の問題を考察しようとする当研究にとって、大きな課題を残すことになった。すなわち、中学校教育も含めて、いわゆる普通学校での障害者教育の現状への調査がなければ、このテーマは完結しないのである。

こうした研究デザイン上の問題は、障害者の高等教育の問題は、単に大学教育のみの問題として理解できないということを明らかにした。この点は、すでに、高等教育のなかでの知能障害教育の位置づけにかかわってある程度予測されていたことではあったが、同じような傾向は、肢体不自由教育をはじめ、他の障害においてもみられた。すなわち、職業教育、授産、生活援護を含む、いわば、生涯教育としての高等教育のあり方への問題提起である。

上記の二点は、研究デザインの問題として本研究そのものの問題点であると同時に、今後の課題でもある。しかし、今後、この課題をさらに追究するには、もう一つの問題である研究体制の整備がなければならぬ。

本研究は、最終的には13名の共同研究となった。しかし、この大半のものが東京教育大学と筑波大学とを併任するなど多忙を極め、十分な時間をとれず、一部の人の大なる努力でのりきったような次第である。したがって、本研究は、調査と結果の処理と、それにもとづく考察はなされたが、初期の目的である現代の教育問題としての障害者の後期中等教育以後の教育に関する提言にまでは至っていない。このことは、日本特殊教育学会での中間発表について、すでに、ある程度の反響をいただいていることを思えば、まことに申し訳けの立たないことでさえある。

こうした感慨をもちながら、ここで、一応のまとめとして、本研究を提出する。もし、機会があり、仲間が集えば、もう一度、このテーマで共同研究を組みたいと思う。

(津 曲 裕 次)

<付 記>

最後になりましたが、本研究の調査に快く回答下さった旨、ろろ、養護学校および大学の関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。また、調査資料の整理ならびに集計に協力下さった塚越昌幸、西口和美、新井容子、石川弘尚、伊藤昌美、杉山輝代、美浦幸子の諸君に感謝します。「難聴学生の事例」については、東京教育大学附属豊学校小畑修一副校長より資料の提供をいただきました。あわせてお礼申し上げます。